

議案第108号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社から、道路整備特別措置法第3条第6項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき同意を求められたため、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月31日提出

川崎市長 福田紀彦

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の同意について、料金の額及びその徴収期間の一部を次のように改める。

1 (1)①(注)中「別表」を「別表 1」に改め、1 (2)①中「距離」を「距離とし、別表 2 のとおり」に改め、1 (2)①(注) B 中「以下同じ。」以外の自動車を用いる。」を「以下同じ。」及び E T C 車以外の自動車であって、E T C 専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和 3 1 年建設省令第 1 8 号）第 1 3 条第 2 項第 3 号に規定する E T C 専用施設を用いる。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車を用いる。」に改め、1 (2)①(注) B の次に「C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別表 2 について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加える。

4 を削り、3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 の次に

「2 E T C 専用施設のみが設置された出入口等に E T C 車以外が進入し通行する場合における料金の額

(1) 1 回当たりの料金の額

記 1 にかかわらず、別表 2 に掲げる E T C 専用施設のみが設置された出入口等に E T C 車以外が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1 回の通行につき 1 台当たり、下表のとおりとする。

(単位：円)

車種区分	料金の額
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60

中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

(注)

別表2に掲げる出入口等をETC専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(1)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(3) 特例措置

記4(1)②の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記(2)に定める料金の額に対して、記4(1)②に定める割引を適用した額を料金の額とする。」を加える。

3中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、3(1)中「及び2(1)」を削り、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Bの区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表C」を「下表」に改め、

「表 B

料金距離	料金の額				
	軽自動車 等	普通車	中型車	大型車	特大車
4.2km 以 下	251.5488 円	276.9360 円	285.8215 円	359.4444 円	421.6430 円

表 C

」を削り、3(1)(注)A中「定めるものとする。」を「定めるものとし、別表2のとおりとする。」に、「上表A、上表B及び上表C」を「上表」に改め、3(1)(注)B中「上表B又は上表C」を「上表」に改め、3(1)(注)Bの次に「C未供用の路線の供用開始等の理由により、別表2について軽微な変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加え、3(2)②中「記(2)B」を「記(1)B」に改め、3(3)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改める。

4(1)①イ中「35.7km超」を「55.0km超」に、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は下表Aの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表B」を「下表」に、

「表 A

料金距離	割引後の額				
	軽自動車 等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1277.6345 円	1888.8756 円	2405.2690 円

表 B

料 金 距 離	割引後の額				
	軽自動車 等	普通車	中型車	大型車	特大車
35.7km 超	993.0912 円	1203.8640 円	1414.6368 円	1888.8756 円	3048.1260 円

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km超となるときは、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は下表Cの区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表Dの区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表C

料 金 距 離	割引後の額				
	軽自動車 等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km 超	1340.2464 円	1637.8080 円	1741.9546 円	2604.8832 円	3333.9091 円

表D

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
50.4km超	1340.2464円	1637.8080円	1935.3696円	2604.8832円	4241.4720円

」を

「

料金距離	割引後の額				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
55.0km超	1448.88円	1773.60円	2098.32円	2828.94円	4614.90円

」に改め、4(1)④イ(7)A中「平成24年1月1日」を「令和4年4月1日以

降会社が別に定める日」に改め、4(1)④イ(7)B中「平成28年4月1日」を

「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、4(1)④イ(7)表B中

「

10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

」を

「

10,000円を超え、30,000円までの部分	20%
30,000円を超える部分	25%

」に改め、4(1)④イ(7)表C中「両国ジャンクション方向へ進行する」を削り、

4(1)④イ(7)表E中

「

10,000円を超える部分	5%
---------------	----

」を

「

10,000円を超える部分	10%
---------------	-----

」に改め、4(1)中⑩を削り、⑨を⑩とし、⑧を⑨とし、4(1)⑦の次に「⑧ 深夜割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

イ 割引率

20%とする。」を加え、4(2)中「及び料金上乗せ」を削り、4(2)①中「記3」を「記4」に改め、「及び記4に定める料金上乗せ」を削り、4(2)②中「又はE T C路線バス割引」を削り、4(2)③中「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記4に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）」を「、E T C路線バス割引及び深夜割引」に改め、「大口・多頻度割引を除く。」の前に「E T C路線バス割引及び」を、「上限料金の引下げに係る割引後の額」の前に「基本料金の額、特別の措置又は」を加え、4(2)③ア中

「

○…適用あり

—…重複し得ない

	環境				
大口	○	大口			
流入	○	○	流入		
湾岸	○	○	—	湾岸	
大会	○	○	○	○	大会

」を

「

○…適用あり

×…適用なし

—…重複し得ない

	環境					
大口	○	大口				
流入	○	○	流入			
湾岸	○	○	—	湾岸		
路バス	×	×	×	×	路バス	
深夜	○	○	○	○	○	深夜

」に改め、4(2)③ア(注)中「「大会」」を「「路バス」、「深夜」」に、「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ」を「、ETC路線バス割引及び深夜割引」に改め、4(2)③イ中

「

適用の順序	割引及び料金上乗せの種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乗せ
5	大口・多頻度割引

」を

「

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	環境ロードプライシング割引
3	都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引
4	深夜割引
5	E T C 路線バス割引又は大口・多頻度割引

」に改め、4 (2)③の次に

「④ 環境ロードプライシング割引及び都心流入割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は、都心流入割引若しくは都心流入・湾岸線誘導割引の内、最も割引額が大きくなる割引を適用する。」を加え、4 (3)中「⑩」を「⑧」に改める。

6 中「首都高速道路を通行してきた現金車」の次に「及び 2 に定める料金の額を適用する自動車」を加える。

6 の次に

「7 実施期日

この料金の額及びその徴収期間は、令和 4 年 3 月 1 日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。」を加える。

別表を別表 1 とし、別表 1 の次に

